

「岐阜県二級建築士及び木造建築士の懲戒処分の基準」の改正の概要

1 改正の趣旨

県では、二級建築士及び木造建築士の行う業務に係る不正行為等に厳正に対処し、業務の適正を確保することを目的として、建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づく懲戒処分を行う場合の基準となる「岐阜県二級建築士及び木造建築士の懲戒処分の基準（平成22年3月31日制定、平成27年6月25日改正）」を運用している。

この度、国土交通省による一級建築士の懲戒処分の基準の一部改正に伴い、定期講習未受講者に対する更なる受講促進策として、定期講習受講義務違反についての処分基準の見直しを行うこととしたものである。

2 対象

岐阜県知事の免許を受けた二級建築士及び木造建築士

3 懲戒処分等(以下「処分等」という。)

「免許取消」・・・法に基づき行う免許の取消しをいう。

「業務停止」・・・法に基づき行う業務の停止の命令をいう。

「戒告」・・・法に基づき行う戒告をいう。

「文書注意」・・・法に基づく懲戒処分を行うに至らない不正行為等について、文書により必要な指導、助言又は勧告を行うことをいう。

4 改正の内容

定期講習義務違反について、現在「戒告」としているものを、「文書注意⇒戒告⇒業務停止」と段階的に処分を行うために処分基準を改正する。

改正前 表1 ランク表

懲戒事由	関係条文	ランク
1 9. 定期講習受講義務違反	2 2 の 2	2 (戒告)



改正後 表1 ランク表

懲戒事由	関係条文	ランク
1 9. 定期講習受講義務違反	2 2 の 2	
① 定期講習受講義務違反		1 (文書注意)
② ①による処分等を受けても、なお受講しない場合		2 (戒告)
③ ②による処分等を受けても、なお受講しないなど悪質性が高い場合		5 (業務停止 2月)

5 その他

(1) 平成29年10月1日施行。

(2) この基準の施行日前に行われた行為について処分等を行う場合は、なお従前の例によることとする。